

# 成田市国民健康保険運営協議会会議概要

## 1. 開催日時

平成26年2月14日（金）午後2時00分～午後3時17分

## 2. 開催場所

成田市公津の杜4丁目8番地 もりんぴあこうづ

公津の杜コミュニティセンター 2階 会議室A

## 3. 出席委員

今井委員、丸委員、大貫委員、椿委員、小幡委員、太田委員、  
藤崎委員、富澤委員、眞鍋委員、大廣委員、設楽委員、込山委員、  
小柳委員、秋山委員 山口委員

## 4. 事務局

藤崎市民生活部長

葛生保険年金課長、山下納税課長、大竹納税課長補佐、宮野納税課  
徴収係長、須賀澤保険年金課長補佐、高橋保険年金課資格課税係長、  
内田保険年金課給付管理係長、岩澤保険年金課主査、鈴木主任主事

## 5. 議 題 等

### (1) 諮問事項

諮問第1号 成田市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

### (2) 報告事項

①報告第1号 平成26年度国民健康保険特別会計（事業勘定）予  
算（案）について

- ②報告第2号 平成26年度国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について
- ③報告第3号 平成26年度成田市国民健康保険事業計画（案）について
- ④報告第4号 成田市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
- ⑤報告第5号 成田市国民健康保険条例施行規則の一部改正（案）について
- ⑥報告第6号 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について
- ⑦報告第7号 前期高齢者の窓口負担割合について
- ⑧報告第8号 特定健康診査の未受診者アンケート結果について

## 5 議事（要旨）

諮問第1号、成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明する。

質問 成田市の課税限度額は法定限度額より低かったが、基礎課税分の限度額は、法定限度額と同じになっている。他については、少しずつ引き上げて数字上では現行の法定課税限度額に置き換えているが、このことについて、何か意味があるのか。

また、課税限度額を成田と同様に引き下げている自治体はあるのか。

答え 平成25年度の法定限度額の額に成田市の課税限度額を改定するもので、26年度の法定限度額は、51万円、16万円、14万円となっている。課税限度額の基礎課税分について、国

は据え置きになっている。大きな制度改正がない場合、法定限度額の引き上げについては、最大4万円としており、その配分については、26年度課税限度額を超える世帯の割合が、基礎分の2.7%に対し、後期分が3.56%、介護分が4.07%となり、超過世帯の割合の差が拡大すると見込まれることから、基礎分を据え置く一方で、後期分、介護分をそれぞれ2万円引き上げることで法定限度額が値上げとなっている。

法定限度額以外の市町村は、成田市、香取市、旭市の3市になっている。

(採決 全員賛成により、承認)

報告第1号、平成26年度国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）及び報告第2号、平成26年度国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について、事務局より説明する。

(質疑なし)

報告第3号、平成26年度成田市国民健康保険事業計画（案）について、事務局より説明する。

質問 生活習慣病の保健指導についてですが、外部委託するとのことだが委託先の保健師等が行うのか。

答え 保険年金課には、保健師がおりませんので、委託先の保健師、栄養士にお願いする計画です。

質問 ジェネリック医薬品について、市ではどのようなPRをしているのか。また、具体的にどのくらい安くなるのか。薬の種類、安全性などについて教えてほしい。

答え ジェネリック医薬品について、どのような方に通知を出したら

よいか国保連合会に相談し、比較的効果のある薬に絞り、現在処方されている薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額がどのくらい安くなるかを通知している。毎回約2,500人に通知を送付しており、市民の方には、不安を感じる方もいるが、かかりつけ医や薬剤師に相談し、不安感をなくしてから、ジェネリック医薬品に切り替えるようお願いしている。徐々に効果が出てきているところであり、市民の方にご協力をいただきながら、通知対象を増やしていくなど、ジェネリック医薬品の使用を推進していきたい。

質問 適用適正化推進の中で、居所不明者の実態調査というのがあるが、所在のわからない人を実態調査し、状況を市民課へ報告することで、住民票がなくなり、税の対象でなくなる職権消除をするという記載をするのはどうなのか。

答え 納税通知書が返戻された方、保険証が届かない方に対し、保険年金課で現地調査をして、実際にいない方に対し、資格の適正化、課税の適正化を図るうえで職権消除をしている。実施計画の中では、「適正化を図る」ということに留めさせていただくこととしたい。

質問 ジェネリック医薬品の普及効果額が、400万円とのことだが内訳を教えてください。

答え これまで年3回、約2,500人に通知をしている。患者さん個人の軽減額が約110万円、国保の保険者としての軽減額が約300万円。これは、従来使用していた薬をジェネリック医薬品に変えたことによる差額です。

質問 ジェネリック医薬品の差額通知に係る費用は、どのようになっ

ているのか。また、差額通知を持参される方の中には、こんな通知が来たが、何のことなのかと言われる方がいるが、通知の中または、広報にジェネリック医薬品について、もっと周知をしていただきたい。

答え 今年度のジェネリック医薬品の差額通知に係る費用は、通知については、国保連合会のシステムから抽出しており、1通38円です。そのほか、郵送代が年4回の合計で約100万円程度です。ジェネリック医薬品の啓発については、今年度、広報に掲載する回数が少なかったため、来年度は、広報、ホームページ等で市民の方に周知をしたいと考えている。

報告第4号、成田市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、事務局より説明する。

（質疑なし）

報告第5号、成田市国民健康保険条例施行規則の一部改正（案）について事務局より説明する。

（質疑なし）

報告第6号、成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について、事務局より説明する。

（質疑なし）

報告第7号、前期高齢者の窓口負担割合について、事務局より説明する。

質問 これから70歳になる人は、2割負担ということだが、高額所

得者で、3割負担となるのは、成田市では何%くらいなのか。

答え 平成24年度の状況としては、70歳から74歳までの4,047名のうち、現役並み所得者が385名おり、全体の約1割弱です。

報告第8号 特定健康診査の未受診者アンケート結果について、事務局より説明する。

(質疑なし)

会議の概要は、以上のとおりです。

## 6 傍聴

傍聴者なし

## 7 次回開催日（予定）

平成26年 7月下旬～8月上旬